

氏名	西岡孝男 にし おか たか お
学位の種類	経済学博士
学位記番号	論経博第27号
学位授与の日付	昭和46年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	日本の労働組合組織に関する研究
論文調査委員	(主査) 教授 前川嘉一 教授 岸本英太郎 教授 大野英二

### 論文内容の要旨

この論文は、日本の労働組合組織の特徴とされている「企業別組合」の形成要因を研究対象とすることにより、日本の労使関係の特質の究明を課題とするものであって、四つの章から構成されている。

第1章（日本の労働組合組織）は、本論文の主論となるものである。戦前日本の労働組合は、明治期においては、一応職能別組合として形成され、制度的には横断的組織形態をとっていたが、組合の機能からみれば、企業内的なものにとどまり、西欧のクラフト・ユニオンのごときものにも成長することはなかった。それが大正、昭和期への発展経過の中に縦断的傾向を強めることになった。戦後再編成をみた労働組合は、まさに企業内に定着し、いわゆる「企業別組合」として日本の労働組合の特徴が注目されることになったが、この日本労働組合の特徴を考察するにあたって、かかる企業別組合の形成要因をどのように考えるべきか、この論点を明らかにするため、労働市場との関連において、資本の賃労働統轄政策の展開を検討し、それは大企業が企業内に労働力を定着させ、訓練陶冶し、一定の再生産の条件を与えて生産力化するという労働力陶冶機構——熟練工の養成施設、住宅共済制度等の福利施設の創設、勤続報償的な賃金制度——の成立、強化にあることを諸資料にもとづいて論述したものである。

第2章以下は、上記の企業別組合の形成要因が大企業の労働力陶冶機構にあるという論点を、戦前においては1920年から1931年に至る労働組合法案をめぐる十年間の政府の提案内容、資本家団体の対応を考察することによって、また戦後は労働省の政策展開を検討することによって、これら労働政策の側面から明らかにしようとしたものである。

すなわち、第2章（労働組合法案をめぐる十年間）は、戦前（1920年）わが国の労働組合法案が、農商務省および内務省案として提案されたが、この両者の異同を詳細に検討し、当初法案に修正的見解を示して賛成の立場をとっていた資本家団体が後には絶対反対に転化して、そのため10年後廃案になるまでの経過をみたものであって、この資本家団体の対応変化は大企業の労働力陶冶機構の確立が主たる根拠であることを論じ、これによって第1章の論点を明確にしようとしたものである。

第3章(労働組合と資本家団体)は、当時(1920~1931年)日本のもつとも有力な資本家団体であった大阪工業会について、これが、1920年では労働組合法案に積極的であったが、やがて消極的になり、1931年においては絶対反対に転化していく経過を原資料にもとづいて明らかにすることによって、第2章の論旨を具体的、実証的に解明し、それを補完したものである。

第4章(労働省論)は戦後20年間の労働省と労働政策が保守性と革新性の二律背反的な性格をもつものであったが、漸次革新性を失い、労働力省としての性格を強めていく政策変化を主要な時期、主要な問題をとりあげて明らかにする。そしてその労働行政の変化が日本の労務管理の再編、強化に対応するものであることを論じ、戦後企業別組合定着化の基底要因を補足的に解明したものである。

### 論文審査の結果の要旨

日本の労働組合が企業別組合という独自の型のものとして組織されていることが注目され、これに関し、労働組合が労働市場における供給独占体であり、その機能が労働市場を規制することであれば、労働力供給者である「賃労働」そのものの性格が、労働組合の組織、機能を規定することになるという立論によって、日本の賃労働が農家経済に規定された「出稼型」という特有の性格が、不可避免的に日本の労働組合組織を規定する、すなわち特殊日本型の労働力「出稼型賃労働」の供給形態に日本の労働組合組織の決定的契機を求めて、そこに企業別組合形成要因を考えるという見解が有力なものとして提起された。

しかし、これは戦前の労働組合が何故に戦後の企業別組合と異なる組織をもっていたかを説明しえないとして批判の論点となった。これをめぐる論争を通じて上記見解は後退し、提起者自らも大企業の労務政策という労働力の需要側の要因を考えることの必要を論ずることになった。

この企業別組合の形成要因をめぐる研究の上で、本論文は、多くのドキュメントにもとづいて、大企業の労働力陶冶機構の成立および確立と日本の労働組合組織との関連性を丹念に検討することによって、労働組合組織形成要因として大企業の労働力陶冶機構を強調して、労働需要側の要因の重要性を明確にするものであって、日本の労働組合組織の研究に貴重な示唆を与えた。

本論文は、上記論点に関わらして、労働組合法案をめぐる政府案および、それに対する資本家団体の対応関係の経過を実証的に研究した。労働組合法案をめぐる研究は、先行して若干の貴重な研究があるが、かかる上記視角からの研究は本論文の特徴であって、特に、これを当時の有力な資本家団体(大阪工業会)に研究対象を限定し、これに関わる原資料を消化して、丹念に労働組合法案に対する資本側の対応とその背景をなす条件を明らかにしたのは従来の研究にはみられなかった点である。

本論文は日本労働組合の特殊性を、労働市場に関わらして、主として大企業の労働力陶冶機構の成立および確立という需要側の要因を強調することによって、従来の労働力供給側の一面的な規定を批判し、その重要性を労働組合法案をめぐる資本家団体の対応を分析することによって論証しているが、労働市場は供給、需要両者の相互の諸関係に規定されるものであれば、その諸関係の総体において論じなければならない、本論文が供給と対極的な労働力需要側の要因を専ら強調するものであるだけに、この点本論文の長所とともに不十分さを免れることはできない。

なお、企業別組合が独占資本段階においては一般的組合組織形態にならざるを得ないという、最近の間

題提起に対して、論者は、日本の企業別組合は、この一般論に消去されるものではなく、独自の性格であると論ずるが、その批判についてはなお、今後検討されるべき余地が残されている。

しかし、本論文は日本の労働組合組織の研究分野に、新しい業績を加えたものといえることができる。よって、本論文は経済学博士の学位論文として価値あるものと認める。